

# 岡山ネットワーク株式会社 契約約款集



## 重要事項説明書（必ずお読み下さい）

### ご契約にあたり

- ・パンフレット、加入契約書、個人情報保護基本方針は必ずお読み下さい。（なお、これらはo n iのホームページにて閲覧することができます。）
- ・未成年者のご契約は、親権者の方の同意が必要です。契約確認書に親権者自筆にて申込みを行うことへの同意欄にご署名、ご捺印をお願いいたします。
- ・ご高齢者（70歳以上）のご契約に際しましては、サービス内容・料金等について十分ご理解いただいたうえでご署名、ご捺印をお願いいたします。
- ・ご契約いただいた後であっても、契約日から起算して8日以内であれば契約の撤回は可能です。
- ・ケーブルプラス電話のご利用については、お申込み前に必ず、「ケーブルプラス電話」に関する説明事項」と『事前確認チェックシート』をご確認ください。

### 料金のお支払いと請求について

- ・工事料金のみ、工事当日に現金で工事業者にお支払いください。
- ・ご利用料金には、NHK受信料・NHK衛星放送受信料は含まれておりません。
- ・自動振替のお客さまにつきまして、領収書の発行は預金等通帳の記載により省略しております。請求書または領収書が必要な場合は、あらかじめお申し付けください。

### 設置工事について

- ・作業時間中は必ずご在宅、ご在室いただき、お立会いをお願いいたします。  
(作業中、お客様にご確認やお問い合わせさせていただくこともありますので、ご協力ををお願いいたします)
- ・作業中には若干の騒音、振動を伴うことがあります。
- ・作業の都合により、家具、調度品の移動を行うことがあります。移動に際しましてはお客様にその旨をお伝えいたしますので、特に壊れやすいものなどに関しては、お客様に移動をお願いいたします。
- ・以下のような事情で工事を中止、または延期させていただく場合があります。
  - 1) 商用ビル、大型戸建住宅等の特殊な建物
  - 2) 風雨等の天候不良
  - 3) 当日の工事内容の変更、または特殊な工事が必要になる場合
  - 4) お客様のご都合が悪くなったとき
- ※4) の場合、コールセンターへ早めの連絡をお願いいたします（TEL 0120-023-4144）

### 解約

- ・解約の場合、加入金、工事代等はお返しできません。
- ・施設撤去時には、撤去費用をご負担いただきます。
- ・解約し、施設撤去を行った場合は、NHK、民放局を含めたすべての放送が見えなくなります。アンテナへの切り替え工事、新たなアンテナ設置などは、すべてお客様のご負担となりますことを、ご了承ください。
- ・STB、リモコン等付属品、ケーブルモジュール、EMTA、B-CASカード、C-CASカードは弊社からのレンタル品です。大切にお取扱いください。ご解約の場合、直ちにレンタル品は返却していただきます。なお、ご返却いただけない場合は理由のいかんを問わず損害金をお支払いただきます。

### 故障・事故について

- ・天候・気象状況・事故・機器故障・改修メンテナンス工事その他の原因によりサービスが中断する場合があります。あらかじめご了承下さい。またこの場合のあらゆる損害等については、弊社は責任を負いません。
- ・チャンネル編成は、番組供給会社の都合により変わることがあります。この場合におけるあらゆる損害について、弊社は一切責任を負いません。
- ・HDD内蔵STBの使用に際して、録画・編集された録画内容データが消失した場合の損害につきましては、原因のいかんを問わず、弊社は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

### その他

- ・ケーブルデジタル放送は、クローズドキャプション（字幕）に対応していません。
- ・画面比率について
  - (1)ワイドテレビ（16:9）をご利用の場合、地上アナログ放送用に標準画質で製作された番組は4:3の画面比率で放送しているため、16:9のワイド画面テレビで受信されている場合、左右に黒い帯が出ます。
  - (2)標準テレビ（4:3）をご利用の場合、地上デジタル放送用にハイビジョンで製作された番組は16:9の画面比率で放送しているため、4:3の通常テレビで受信されている場合、上下に黒い帯が出ます。
- ・STBで視聴可能な地上デジタル放送、B-Sデジタル放送、専門チャンネルの番組の多くは、著作権保護のために「コピー禁止」「1回のみコピー可能」「10回コピー可能」のコピー制御信号をつけて放送され、デジタル録画機器（DVDレコーダー、ハードディスクビデオレコーダー、D-VHSなど）への録画制限がかかっています。各番組の録画制限については、電子番組表上で確認できます。
- デジタル録画機器の種類によっては「1回のみコピー可能」の番組を録画できない場合があります。また、弊社がレンタルしているSTBにお客さまご所有のデジタル録画機器を接続し、録画・編集されたデータが消失した場合であっても、これにより生じた損害につきましては、原因のいかんを問わず、弊社は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

## 情報セキュリティ・個人情報保護基本方針（抜粋）

### 基本方針

岡山ネットワーク株式会社（以下「o n i」といいます）は、地域のお客様の個人情報を適切に保護するため「個人情報の保護に関する法律」その他個人情報に関する適用される法令・規制および「電気通信事業における個人情報に関するガイドライン」を遵守し、情報の保護およびその取り扱いに努め、個人情報への不正アクセス、情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、滅失および毀損等を防止するために、適切な安全策等を実施し、厳重に管理いたします。また、情報セキュリティ確保に向けた取り組みを継続的に実施していくことにより、お客様にとって安全・安心なテレビ・インターネットサービス環境の提供を実現してまいります。

### 個人情報の利用目的

- ①契約・工事・料金請求・収納業務等
- ②サポート・メンテナンス等
- ③各種キャンペーン・イベント・商品等の案内、各種アンケートの実施
- ④サービスの変更、サービスの休廃止の通知
- ⑤お客様から寄せられたご意見、ご要望への対応
- ⑥サービスの向上、新規サービスの開発等

### 個人情報の取扱い

- ①個人情報の収集にあたりお客様に対し、収集目的・利用範囲を明らかにし、同意を頂いた目的・使用範囲に限定し、適切にお取り扱いいたします。

②個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報に対し、開示・訂正・削除を求めるときは、合理的な範囲でこれに対応いたします。

③取扱い個人情報を厳正な管理下で保管し、取り扱う個人情報等のアクセス、紛失・破壊・改ざんおよび漏えいなどに対して適切な予防措置ならびに是正措置を実施し安全対策といたします。

④個人情報を扱う業務を他の会社に委託する場合、個人情報を収集するときの承諾に基づく利用、提供、安全管理を守るように委託先に対する適切な契約や指導、研修を通じて管理致します。

### 個人情報の提供先の範囲

お客様の個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除き、いかなる第三者にも提供いたしません。（第三者とは、o n iおよびo n iが委託したもの以外をいいます）

①お客様から同意を得た場合

②人の生命、身体または財産保護のためあって、お客様の同意を得ることが困難な場合

③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のためあって、お客様の同意を得ることが困難な場合

④法令等の規定による場合

### 個人情報の開示等のご請求について

お客様の個人情報について、閲示、訂正、追加等のご請求があった場合は、ご請求がお客様自身または正当な代理人によることが確認できた場合に限って、o n iの内部規定に基づき対応いたします。

### 対応窓口について

連絡先 o n i ビジョン（岡山ネットワーク株）コールセンター

住所 〒700-0986 岡山市北区新屋敷町1-1-18

TEL 086-805-0202

E-mail cc-info@pol.oninet.ne.jp

o n iの情報セキュリティ・個人情報保護に関する基本方針は、上記事務所およびホームページにて閲覧することができます。

ホームページアドレス http://www.oninet.ne.jp

## 施設利用加入契約約款

岡山ネットワーク株式会社（以下「o n i」といいます）とo n iが行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」といいます）との間に結ばれる契約（以下「加入契約」といいます）は、次の条項で定める内容によります。

### （サービス）

第1条 o n iは、o n iのサービスを提供するために必要となる施設（以下「本施設」といいます）を使用し加入者に次のサービスを提供します。o n iは、以下の項に従いサービスを提供するものとし、その詳細はo n i所定の契約申込書に示す内容とします。なお、以下、契約書とは、o n iが作成した契約申込書のうち書類の作成日が最新のものを指すものとします。

### 2. 放送サービス

#### (1) 地上波再送信サービス

o n iが受信可能なテレビジョン放送の放送局を開設している放送事業者のデジタルのテレビジョン放送を有線によりその放送番組に変更を加えないで同時に再送信するサービス。

#### (2) 自主放送番組サービス

o n iがテレビジョンの自主放送番組を有線で放送するサービス。

#### (3) 基本サービス

別表料金表に示す利用料金の支払いにより視聴可能となるデジタルサービス。

#### (4) エフエム放送再送信サービス

o n iが受信可能なエフエムラジオ放送（以下「FM放送」といいます）の放送局を開設している放送事業者のFM放送を受信し、有線によりその放送番組に変更を加えないかたちで同時に再送信するサービス。ただし、このサービスは前号で掲げる基本サービスの加入者に限り聴取可能とします。

#### (5) 有料サービス

別表料金表に示す利用料の支払いにより視聴可能となるサービス。ただし、「有料サービス」に示す各チャンネル（以下「有料チャンネル」という）は基本サービスの加入者に限り視聴可能とします。また、これは、加入者が、番組供給者と直接契約を締結することで視聴可能となるチャンネルを含みます。

#### 3. 通信サービス（詳細は別途に定めるものに準拠します）

##### (1) 電気通信業務およびインターネット接続業務（有線、無線含む）

加入者は上記サービスの2のみ、もしくは3のみ、または2、3の両方（ただし、無線インターネット、VDSL、L B S Lは除く）を受けることができます。

4. o n iは、やむを得ぬ理由により、本サービスの内容を終了したり、変更することができます。なお、本サービス内容の変更時には、本約款第38条の「約款の改定」に従い変更するものとします。

5. o n iは、本約款第5条規程の区域（「業務区域」という）において本サービスを提供するものとします。

### （契約の単位）

第2条 加入契約は原則として、端子（タップオフの1の端子をいいます。ただし、F T T H方式の建部地区に限りクローリャーを指し、以下同じ意として使用します）ごとに行うものとします。ただし、1端子により加入する世帯が複数となる場合には、加入の単位を各世帯（事業所、店舗等も同様とします）ごととします。なお、世帯とは、同一の住居で起居し生計を同じくする人々を指します。

2. 1端子から複数世帯が居住する建物（集合住宅）の各世帯に分配する場合には、建物代表者と別途一括供給契約を締結するものとします。ただし、契約の内容については別途締結する契約を優先するものとします。

### （契約の成立と撤回）

第3条 加入契約は、加入申込者があらかじめ本契約を承認のうえ、o n i所定の加入契約申込書に必要事項を記入・捺印の手続きを経てこれを提出し、o n iが契約を承諾したときをもって成立するものとします。また、加入申込者は、本施設の設置について、あらかじめ地主・家主その他の利害関係人の承諾を得ておくものとし、o n iはこのことに対して後日問題が生じた場合であっても一切、その責任を負わないものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、o n iは契約を承諾しないか、承諾後であっても承諾の取り消しをおこなう場合があります。

(1) 加入申込書に虚偽の事実の記載があったとき。

(2) 加入申込者がo n iの利用料金等の支払いを怠るおそれがあることが明らかなとき。

(3) o n iのサービスの提供が、施設設備面での技術的な理由等により困難なとき。

(4) その他o n iの業務に著しい支障があるとき。

(5) 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていないとき。

(6) 加入申込者が暴力団員又は暴力団関係者その他の社会的勢力であることが判明したとき。

2. 加入者は、加入契約の締結について、地主・家主、その他の利害関係人があるときは、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

- 加入者は、加入契約成立後、標記支払方法により定められた期日内に第7条に定める加入金をonniに支払うものとします。
- 加入者が加入金を支払う方法は、onniが定める方法により支払うものとし、加入者の銀行等金融機関口座からの自動振替もしくはコンビニエンスストアでの支払いのいずれかとします。
- 加入申込者は、加入申込の日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりその申込の撤回等を行うことができます。但し、工事後の撤回は解約の扱いとなります。
- 前項の規定による加入契約の申込の撤回等は、同項の書面を発したときにその効力を生じます。
- 有料番組を利用する場合には、有料番組ごとに申し込んでいただきます。ただし、一部の有料番組の会社が定める所定の様式に記入する場合は、電話等によりonniに申し込むことができるものとします。
- 一部の有料番組については、二十歳未満の加入者、学生の加入者は利用できない場合があります。
- onniは、本人性および年齢確認のため身分証の提示を求める場合があります。

(契約)

- 第4条** 契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の14日前までにonni、加入者いずれからも何らの意思表示もない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。
2. 最低利用期間は6ヶ月とし、利用期間は課金開始日が属する月から起算して6ヶ月の加入契約期間内に解約もしくは加入契約の解除があった場合には、onniが定める期日までに、料金表に定める解除料を支払っていただきます。

なお、集合共同引込の建物内での加入の場合、ケーブルテレビ等一括供給契約が解約になったときには、当然加入契約を解約するものとします。

3. onniは、次に該当する場合には前項の適用はしません。

- onniのサービス提供区域内へ転居する場合で、引き続き転居先でonniのサービスの加入申込を行う場合

(2) 第24条第3項および前項なお書きの規定により、onniが加入契約を解約する場合

4. 加入者がonniのサービスについて変更した場合は、変更前のサービスの契約期間と変更後のサービスの契約期間を合算し、6ヶ月の期間を満たさない場合に、解約料を支払っていただきます。この場合における解約料は、解約があった時点のサービスの利用料に相当する額に、残余の期間を乗じて得た額を支払うものとします。

5. onniが実施する加入金または設置費無料等キャンペーン時に加入された場合は第2項を適用しません。この場合の最低利用期間は、課金開始日が属する月から1年とし、加入契約期間内に解約もしくは加入契約の解除があった場合には、onniが定める期日までに、加入金にあっては料金表に定める加入金を、設置費等にあっては料金表に定める設置費等を前項の金額に加えてお支払いいただきます。

6. 第2項もしくは前項に規定する期間中は、課金開始日が属する月から最低利用期間中の支払いを免れることはできません。

7. 加入者が、解約もしくは加入契約の解除の後に、再度の加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

(業務区域の閲覧)

- 第5条** onniは、その業務区域をonniのホームページ（以下「HP」といいます）において閲覧に供するものとします。

(施設の設置および費用負担、施設の所有関係)

**第6条** onniは、本施設のうち、onniの放送施設（以下「放送センター」といいます）から、加入者に最寄りのタップオフ等までの施設を設置する費用については、原則としてonniが負担するものとし、これに伴う工事は、onniまたはonniの指定する業者が行うものとします。ただし、既設の幹線設備より幹線分配・幹線延長工事およびその他の施設の設置を必要とする場合には、onniが別に定めた基準によってその超過分を負担していただくことがあります。

2. 加入者は、最寄りのタップオフから保安器まで同軸ケーブルを敷設する工事（以下「引込工事」といいます）に要する費用（以下「引込工事負担金」といいます）を負担するものとし、これに伴う工事は、onniまたはonniの指定する業者が行うものとします。なお、自営柱の建柱、地下埋設等の特殊な工事を必要とする場合、加入者はその実費を負担するものとします。

3. onniはonniの放送センターから加入者の受信機までの施設のうち、放送センターから保安器までの施設（以下「onni施設」といいます）を保有するものとします。

4. 加入者は保安器の出力端子からテレビほか受信機等までの施設（以下「加入者施設」といいます）設置に要する費用（以下「機器設置費」といいます）を負担しこれを維持し管理するものとします。（onniから貸与した機器等はこれを除きます）

5. 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける加入者については別途協議によるものとします。

6. 施設設置ならびに工事に際し、業者、工法および使用機器等についてonniの指定によるものとします。

7. 第3項及び第4項の規定によりonniまたは加入者が費用を負担して設置した施設は各々の所有または占有に帰するものとします。

8. 加入者は、onni施設と加入契約以外の受信機等を相互に接続してはなりません。

9. 加入者は、加入者の施設の位置について、あらかじめ地主、家主その他利害関係人の承諾を得ておくものとし、後日、利害関係人と苦情が生じた場合があっても、onniは一切その責を負わないものとします。

(加入金)

**第7条** 加入者は別表に定める加入金をonniに支払うものとします。

2. 加入金は同一世帯1端子について支払うこととします。なお、ここでいう同一の世帯とは、同一の住居および生計を共にする者の集まり、または独立して住居もしくは生計を維持する単位をいいます。

3. 共同加入契約は、同一敷地内にある2世帯以上の賃貸住宅で、その住宅の所有者、居住者の代表またはその代理となる者が、その住居内の全部または一部の世帯分を一括して契約するものとします。

4. 分譲マンションその他特殊な契約については、その都度別途に協議のうえ定めるものとします。

5. 支払われた加入金は、原則として払い戻し致しませんが、次の場合においてのみ返戻することができます。

(1) onniのサービスの提供が、onniの責に帰する事由により、加入契約成立の日から3ヶ月以上経過しても開始されず、かつ加入者から解約の申し出があった場合は全額。

(2) 加入契約成立の日からonniのサービスの提供が開始される日までの間に、転居その他の事由により、加入者から解約の申し出があった場合は全額。

6. 天災地変、事変、放送衛星・通信衛星の機能停止その他の原因による場合、またはonniがその業務を廃止し、加入者に対するサービスの提供を廃止した場合は、前項各号は適用しないものとします。

7. 加入金が、加入者の都合により、支払指定日に支払われなかった場合は、加入者はonniの規程する遅延損害金を加算してonniに支払うものとします。

8. 加入金には、各放送事業者が別に定める加入料は含まれません。

(利用料)

**第8条** 加入者は、onniのサービスの提供を受け始めた日の属する月から、この加入契約の解約を申し出た日の属する月まで、同一世帯の加入契約ごとに、別に定める料金表にしたがい利用料をonniに支払うものとします。

(1) 基本利用料金

利用料金は当月利用料を当月に支払うものとします。

(2) 有料チャンネル利用料金

利用料金は当月利用料を翌月に支払うものとします。

2. onniが第1条に定めるサービスの全てにつき、月のうちonniが認知した時刻以降提供できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとの日数を計算し、その日数に対応する加入者が契約しているサービスの利用料を返還します。ただし、第6条4項の維持管理責任によるものおよび天災地変、事変、放送衛星・通信衛星の機能停止・降雨減衰その他onniの責に帰することのできない事由によるサービス停止の場合はこの限りではありません。3. onniは加入者がサービスの利用に関して、またはサービスを受けられなかったことに関して被害を被った場合、前項の規程によるほか、何ら責任を負いません。

4. onniのサービスの提供開始後、加入者の施設（保安器の出力端子からテレビ他の受信機等までの施設をいいいます。以下同じ）および受信機等に起因する事故を生じた場合であっても、onniはその責任を負いません。

5. 社会情勢の変化、提供するサービス内容等の変更により、onniは加入金、工事費、利用料、また各種手数料等の改定をすることがあります。この場合、加入者は、改定日の属する月分から改定後の利用料を支払うものとします。

6. 日本放送協会（NHK）の定めによるテレビジョン受信料（衛星放送受信料を含む）は、onniが設定した利用料の中には含まれておりませんので別途お支払いください。

7. 株式会社WOWOW（WOWOW）の視聴料は当社が設定した利用料の中には含まれておりませんので別途お支払いください。

8. 加入者が、利用料の支払いを継続して4ヶ月以上怠った場合、加入契約は、第27条の規定により解除されます。

(宅内工事費)

**第9条** 加入者は、宅内工事完了後、原則として、施工した宅内工事業者に「宅内工事費」を直接支払うものとします。

(サービス提供の停止による損害の賠償)

**第10条** onniは次に掲げる場合の、サービス提供の停止に基づく損害等について、賠償等一切の責任を負わないものとします。

(1) 天災、事変、非常事態、法令上の制限、停電

(2) フェーベル等の気象状況による、onniの責に帰すことのできない受信障害

(3) 放送衛星（BS）、通信衛星（CS）の機能停止

(4) その他onniの責に帰することのできない事由

(設置場所の無償使用と協力の義務)

**第11条** onniは、本施設を設置するために、必要最小限において加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

2. 加入者はonniまたはonniの指定する業者が、加入者施設の設置、検査、修理を行うため、加入者が所有もしくは専有する敷地、家屋、構築物等への無償立ち入り、または出入り、当該行為を実施することを許可するものとし、協力を求めた場合には、これに協力しなければなりません。

3. 加入者は施設の設置について、家主、地主その他利害関係があるときには、あらかじめ必要な許可を得ておくこととします。また、このことに関し後日苦情が生じたときには、加入者は責任をもって解決するものとします。

4. 加入者は、引込線の民地横断がある場合には、あらかじめ当該民地の地主に対して必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

(著作権および著作隣接権の侵害の禁止)

**第12条** 加入者は、個人的または家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、onniの提供するサービスの不特定多数または多数人に対する対価を受けての上映、DVDやインターネットその他方法による複製、および係る複製物の上映、その他onniが提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為一切をすることはできません。

2. onniが「コピー禁止」「1回のみコピー可能」「10回コピー可能」といった番組属性を付けて放送する場合、技術的保護手段の回避を行える機能を有する装置もしくはプログラムを使用してこれらの番組を複製してはいけません。これに違反した場合、onniに対する損害賠償責任が生じるほか、著作権法により処罰されることがあります。

(加入者の遵守事項)

**第13条** 加入者は、次の事項を遵守しなければなりません。

(1) 本来の方法によらない方法で、onniが提供するサービスを不正に受けたり、受けようとしてないこと。

(2) 引込線に線条その他の導体を連絡し、サービスを無断で受信しないこと、または第三者にサービスを提供しないこと、ならびに対価を受けて第三者に上演しないこと。

(3) onniのサービスを複製し、その複製物を頒布しないこと。

(4) STBを販賣、譲渡、売却、買入れ等しないこと。

(5) STBの分解および変更または不可部品を取り付けないこと。

(6) STBに貼付けられたonniの所有権の表示等を取り外さないこと。

(7) STBまたはテレビ受像機等を、定められた場所から無断で移動、接続変更しないこと。

(加入者の禁止事項等)

**第14条** 加入者は、次に掲げるいずれかの行為は禁止します。

(1) onniまたは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為

(2) 他者の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為

(3) 他者を差別もしくは誹謗中傷またはその名譽もしくは信用をき損する行為

(4) 詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつかおそれのある行為

(5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送る行為

(6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設したまはこれを勧誘する行為

(7) 他者になりすまして本サービスを利用する行為

2. 加入者が無断で改造、増設した設備については、改めて工事を行い、その費用は加入者が全額負担するものとします。

3. 無断で改造、増設したことによってonniまたは他の加入者に受信障害など不利益が生じた場合、改変、増設した加入者が賠償責任を負うものとします。

4. onniが提供する内容をonniの承諾なしに営業目的に使用したり、複製その他の方法で第三者に供給することを禁じます。

5. 営業目的等のためにonniのサービスの提供を受ける場合、onniが保有する著作権及び著作権に関する対価を請求することができます。

(サービスの再利用の禁止)

**第15条** 加入者は、何人も有償、無償を問わず本サービスを第三者に再利用させることはできません。

(加入者の義務違反による停止および解除)

**第16条** onniは加入者にこの約款に違反する行為があったと認められる場合は、当該加入者に催告のうえ、または加入者がonniに通知することなく転居等したため、催告が到達しない場合あるいは到達しないことが明らかな場合は、再度の催告あるいは催告なしに、当該加入者に対するサービスの提供を停止あるいは加入契約を解約することができるものとします。

2. 加入者が第14条の規定に違反したとき、onniは、当該加入者が利用のいかんを問わずサービスのすべてを不正に利用していたものとみなし、当該加入者はonniに対し、不正に利用した



リティー・個人情報保護に対する基本方針および本約款の規程に基づいて適切に取り扱うものとします。

2. oniは個人情報を下記のために利用するものとします。

- (1) 加入者の確認・サービスを提供するための工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス、変更・解約等に関する諸手続き、チャンネルガイド（番組表）等の送付、および料金請求や収納業務のため。
- (2) 加入者の個人情報の集計・分析を行い、個人が識別、特定できない加工した統計資料を作成し、あるいは、アンケート調査およびその分析を行い、新サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図るため。
- (3) 加入者に電子メール、郵便等により、または電話することによりoniの各種サービス、または業務提携先の商品やサービスの情報を提供するため。なお、加入者は別途定める方法で届け出ことにより、これらの取扱いを中止させたり、再開させたりすることができるものです。
- (4) 加入者から個人情報の取扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等により送付または電話することのため。
- (5) その他、加入者から得た同意の範囲内で利用するものとします。
- (6) 上記(1)～(5)にかかるわらず、次の場合にあっては、その限りではないものとします。

一、法令に基づく場合。

二、人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三、公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四、国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して、協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあること。

3. oniは前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。

4. oniは次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 加入者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収のために必要な範囲で金融機関等に個人情報を開示する場合。

(3) 刑事訴訟法第218条（令状による捜査）その他、同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には当該処分の定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の用件が充足された場合

(4) 人の生命、身体および財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）で認められている場合

5. 建部地区の加入者は、本サービス運用のため加入者の氏名、住所等の個人情報を岡山市との間でやり取りすることを、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

（加入者個人情報の取扱いの委託）

第27条 oniは加入者個人情報の取扱いの全部または一部を委託することができます。

2. 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。

3. oniは、第1項の委託先との間で、情報セキュリティ・個人情報保護に対する基本方針に則り委託契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 前項の契約には、第1項の委託先が加入者個人の全部または一部の取扱いを再委託する場合には、第2項および第3項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

（安全管理措置）

第28条 oniは、加入者個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の加入者情報の安全管理のため、個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他の措置を取ります。

（苦情処理）

第29条 oniは、加入者個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2. 前項の苦情処理の手続きは情報セキュリティ・個人情報保護に対する基本方針に規定します。

（加入者本人が行う求めおよび苦情等の受付窓口）

第30条 oniは、加入者本人が、個人情報に関する苦情の受け付けその他、個人情報の取扱いに関する問合せについては、情報セキュリティ・個人情報保護に対する基本方針に記載された窓口において受け付けます。

（個人情報の漏えいがあった場合の措置）

第31条 oniは、oniが取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。

2. oniは、oniが取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失、またはき損があった場合には、速やかにその事実関係および再発防止対策につき公表します。

（割増金）

第32条 加入者が、加入金または利用料もしくは工事に関する費用の支払いを不正に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、oniが指定する期日までに支払っていただけます。

（遅延損害金）

第33条 加入者が、oniが請求した金額について支払期日を経過してもなお、その支払いに応じない場合、支払期日の翌日から支払いの日までの日数について、請求額に対して年14.5%の割合で計算した遅延損害金を加算して支払わなければなりません。

（消費税）

第34条 加入者がoniに対しサービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規程により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされているときは、加入者は、oniに対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

2. 加入者が、oniにサービスに対する対価を支払う場合においては、その支払額は消費税額を含む総額表示ですので、消費税に関しては契約書を取り交わした時点での税率を適用し、将来、税率変更の場合においては、法定の消費税額を付加しなければなりません。

（端数処理）

第35条 oniは、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合その端数を切り捨てます。

（サービスの利用の制限）

第36条 oniは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生のおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給または秩序の維持のために必要な事項を内容とするoniのサービスおよび公共の利益のため緊急を要する事項を内容とするサービスを優先的に取り扱うため、以下に掲げる機関が利用しているoniの提供するサービスの利用を中止する措置を取ることができます。この場合、事前の通告なしに行なうことがあります。なお、これに係わる損害賠償には一切応じないものとします。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安庁の機関を含みます。以下同じとします）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
運送管理機関
新聞社、放送事業者および通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国または地方公共団体の機関

2. oniが提供するサービスのうち、通信が著しくふくそうしたとき、またはその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

（不正視聴）

第37条 oniとの間に加入契約を成立させることなくoniの設備を使用している者は、これを盗聴者として次の損害賠償を請求するものとします。

(1) 設備に損傷を生じさせている場合は、その復旧に要する全費用。

(2) 権利損害金としてoniが盗聴者の受信機が設置されている地域に設備を設置してサービスを開始した日より不正視聴をoniにおいて確認したときに至るまでの利用料および加入契約合計額の2倍相当額。

（約款の改定）

第38条 oniは本約款を総務大臣に届出のうえ改定することができます。この場合、oniと加入契約を締結している加入者の承認を得ることなく変更することができます。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款になります。

2. 改正後の約款は、oniのホームページ（http://www.oninet.ne.jp）へ掲載し閲覧に供するものとします。この場合、既加入者は改定後の約款の適用を受けます。

（定めなき事項）

第39条 この約款に定めなき事項が生じた場合は、oniおよび加入者は、契約約款の主旨に従い誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

（国内法への準拠）

第40条 この約款は日本国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争について岡山地方裁判所を管轄裁判所とします。

附則

1. oniは特に必要がある場合には、この約款に特約を付すことができるものとします。

2. 一括加入、業務用等の契約については別に定めるものとします。

3. 代理店を通じての加入についても一般加入と同等とします。

4. この約款の施行 平成19年12月1日より施行します。

5. この約款の改定 平成21年4月1日より施行します。

6. この約款の改定 平成22年4月1日より施行します。

7. この約款の改定 平成23年4月1日より施行します。

8. この約款の改定 平成23年7月24日より施行します。

9. この約款の改定 平成24年2月1日より施行します。

10. この約款の改定 平成24年4月1日より施行します。

11. この約款の改定 平成24年5月1日より施行します。

12. この約款の改定 平成24年9月10日より施行します。

13. この約款の改定 平成26年4月1日より施行します。

14. この約款の改定 平成26年8月1日より施行します。

15. この約款の改定 平成26年9月1日より施行します。

16. この約款の改定 平成27年3月27日より施行します。

17. この約款の改定 平成29年4月1日より施行します。

18. この約款の改定 令和4年4月1日より施行します。





項目	S T B 1台目	S T B 2台目以降1台につき
ベーシックH D(月額)	4,510円	2,255円
ベーシックH D(年額)	49,610円	24,805円

※本契約でご視聴できる番組は1-3-5に規定する放送です。

※本契約は、オプションチャンネルがお申込みいただけます。

※インターネットおよびケーブルプラス電話サービスとのセット料金を選択の場合、年払いによる割引き適用はいたしません。

項目	S T B 1台目	S T B 2台目以降1台につき
デラックスH D(月額)	5,720円	3,355円
デラックスH D(年額)	62,920円	36,905円

※本契約でご視聴できる番組は1-3-5に規定する放送です。

※本契約は、オプションチャンネルがお申込みいただけます。

※インターネットおよびケーブルプラス電話サービスとのセット料金を選択の場合、年払いによる割引き適用はいたしません。

項目	S T B 1台目	S T B 2台目以降1台につき
ウルトラ(月額) ●	5,500円	3,410円
ウルトラ(年額) ●	60,500円	37,510円

※上記の内●印の新規申込を終了しました。

※本契約でご視聴できる番組は1-3-5に規定する放送です。

※本契約は、オプションチャンネルがお申込みいただけます。

※本契約にお申込みいただける方は、ウルトラコース加入者に限らせていただきます。

※インターネットおよびケーブルプラス電話サービスとのセット料金を選択の場合、年払いによる割引き適用はいたしません。

項目	1契約・月額	1契約・年額
ハイビジョンパック ●	660円	7,260円

※上記の内●印の新規申込を終了しました。

※本契約にお申込みできる方は、ベーシックもしくはデラックスまたはウルトラ契約者のみです。

※本契約でご視聴できる番組は1-3-5に規定する放送です。

※インターネットおよびケーブルプラス電話サービスとのセット料金を選択の場合、年払いによる割引き適用はいたしません。

項目	1契約・月額	1契約・年額
B S パススルー	550円	6,600円

※上記料金にはNH K放送受信料(地上・B Sともに)は含まれておりません。

※本契約において、テレビの台数は関係ありません。

項目	1契約・月額	1契約・年額
4K S T B	550円	6,600円
4K HDD内蔵S T B	1,375円	15,125円
4K HDD(B D)内蔵S T B	2,420円	26,620円

※上記機種の内●印のS T Bは新規申込を終了しました。

※インターネットおよびケーブルプラス電話サービスとのセット料金を選択の場合、年払いはお申し込みできません。

項目	S T B 1台につき・月額	S T B 1台につき・年額
HDD内蔵S T B(HUMAX製) ●	440円	4,840円
HDD内蔵S T B(Panasonic製) ●	1,100円	12,100円
HDD内蔵S T B/621 PW ●	1,375円	15,125円
HDD(B D)内蔵S T B/910 P ●	1,980円	21,780円
HDD(B D)内蔵S T B/920 F	2,200円	24,200円

※上記機種の内●印のS T Bは新規申込を終了しました。

※インターネットおよびケーブルプラス電話サービスとのセット料金を選択の場合、年払いはお申し込みできません。

項目	1冊・月額	1冊・年額
ケーブルガイド	330円	3,630円

項目	金額
名義変更手数料(1件につき)	2,750円
設置場所変更手数料(1件につき)	2,200円
滞納時の再開手数料(1件につき)	実費相当額(11,308円~)

品目	金額
標準S T B(1台につき)	38,500円
4K S T B	55,000円
4K HDD内蔵S T B	99,000円
4K HDD(B D)内蔵S T B	143,000円
HDD内蔵S T B(HUMAX製)(1台につき)	44,000円
HDD内蔵S T B(Panasonic製)(1台につき)	88,000円
HDD内蔵S T B/621 PW(1台につき)	99,000円
HDD内蔵S T B/910 P(1台につき)	110,000円
HDD内蔵S T B/920 F(1台につき)	132,000円
標準S T Bリモコン(1個につき)	3,300円
HDD内蔵S T B(HUMAX製)リモコン(1個につき)	3,080円
HDD内蔵S T B(Panasonic製)リモコン(1個につき)	5,500円
HDD内蔵S T B/621 PWリモコン(1個につき)	6,600円
HDD(B D)内蔵S T Bリモコン(1個につき)	7,700円
V-ONU	9,900円
シンコード	550円
電源コード	1,100円
S T B取扱説明書	1,100円
B-CASカード	2,160円
C-CASカード	2,200円

※過失による破損および紛失の場合、または解約時に未返却の場合の契約者負担額です。これは契約の期間に拘わらず必要です。

※この料金表は令和4年11月1日現在のものです。



番組名	CH番号	契約種別	地上	プチ	ベースック HD	デラックス HD	(旧)ベースック	(旧)ベースック HD	(旧)デラックス	(旧)デラックス HD	ウルトラ	ウルトラ HD
キッズステーション	5 8 1			▲	●	●	▲	●	▲	●	▲	●
アニマックス HD	5 8 2			▲	●	●	▲	●	▲	●	▲	●
CNN j	5 9 2				●	●						
テレ朝チャンネル2 ニュース・情報・スポーツ	5 9 5		▲1)		●	●	▲1)	▲1)	▲1)	▲1)	▲1)	▲1)
ディスカバリー・チャンネル	5 9 6				●	●						
アニマルプラネット	5 9 7				●	●						
ヒストリーチャンネルHD 日本・世界の歴史&エンタメ	5 9 8				●	●						
釣りビジョン	7 4 1								●	●	●	●
A X N ミスティリー	7 5 8						●		●	●	●	●
テレ朝チャンネル1 ドラマ・バラエティ・アニメ	7 6 6		△	△	●		△	△	●	●	●	●
V☆バラダイス	7 6 9								●	●	●	●
歌謡ポップスチャンネル	7 7 4							●	●	●	●	●
WOWOWプライム ★1)	1 9 1			△	△	△	△	△	△	△	△	△
WOWOWライブ ★1)	1 9 2			△	△	△	△	△	△	△	△	△
WOWOWシネマ ★1)	1 9 3			△	△	△	△	△	△	△	△	△
スター・チャンネル1 ★2) HD	2 0 0			△	△	△	△	△	△	△	△	△
スター・チャンネル2 ★2) HD	2 0 1			△	△	△	△	△	△	△	△	△
スター・チャンネル3 ★2) HD	2 0 2			△	△	△	△	△	△	△	△	△
釣りビジョン HD	5 4 1			△	△	●	△	△	△	△	△	△
F I G H T I N G TV サムライ	5 4 2			▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
KBS World HD	5 4 7			△	△	△	△	△	△	△	△	△
アジアドラマチックTV ★HD	5 4 9			▲	▲	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲
ファミリー劇場 HD	5 5 1			▲2)	▲2)	▲2)	▲2)	▲2)	▲2)	▲2)	▲2)	▲2)
スーパー！ドラマTV HD	5 5 5			▲2)	▲2)	▲2)	▲2)	▲2)	▲2)	▲2)	▲2)	▲2)
K N T V HD	5 6 1			△	△	△	△	△	△	△	△	△
衛星劇場HD	5 6 3			△	△	△	△	△	△	△	△	△
東映チャンネル	5 6 4			△	△	△	△	△	△	△	△	△
ホームドラマチャンネルHD 韓流・時代劇・国内ドラマ	5 6 8			▲	▲	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲
M n e t	7 7 1			△	△	△	△	△	△	△	△	△
グリーンチャンネル ★3)	8 1 0			△	△	△	△	△	△	△	△	△
グリーンチャンネル2 ★3)	8 1 1			△	△	△	△	△	△	△	△	△
グリーンチャンネルHD ★6)	8 2 0			△	△	△	△	△	△	△	△	△
グリーンチャンネル2 HD ★6)	8 2 1			△	△	△	△	△	△	△	△	△
S P E E D チャンネル	8 1 2			△	△	△	△	△	△	△	△	△
ブレイボーイチャンネル ★4)	9 5 0			△	△	△	△	△	△	△	△	△
レインボーチャンネル ★5)	9 5 1			△	△	△	△	△	△	△	△	△
ミッドナイトブルー ★5)	9 5 2			△	△	△	△	△	△	△	△	△
バラダイステレビ ★5)	9 5 3			△	△	△	△	△	△	△	△	△
レッドチェリー ★4)	9 5 4			△	△	△	△	△	△	△	△	△
日テレプラス ドラマ・アニメ・スポーツ	7 6 7			△	△	△	△	△	△	△	△	△
V☆バラダイス	7 6 9			△	△	△	△	△	△	△	△	△
アニメシアターX (A T • X)	7 8 3			△	△	△	△	△	△	△	△	△
放送大学B S 2	2 3 2			△	△	△	△	△	△	△	△	△
放送大学B S 3	2 3 3			△	△	△	△	△	△	△	△	△
グリーンチャンネル	2 3 4			△	△	△	△	△	△	△	△	△
B S アニマックス	2 3 6			△	△	△	△	△	△	△	△	△
F O X b s 2 3 8	2 3 8			△	△	△	△	△	△	△	△	△
B S スカパー！	2 4 1			△	△	△	△	△	△	△	△	△
J S P O R T S 1	2 4 2			△	△	△	△	△	△	△	△	△
J S P O R T S 2	2 4 3			△	△	△	△	△	△	△	△	△
J S P O R T S 3	2 4 4			△	△	△	△	△	△	△	△	△
J S P O R T S 4	2 4 5			△	△	△	△	△	△	△	△	△
B S 釣りビジョン	2 5 1			△	△	△	△	△	△	△	△	△
I M A G I C A B S	2 5 2			△	△	△	△	△	△	△	△	△
B S 日本映画専門チャンネル	2 5 5			△	△	△	△	△	△	△	△	△
ディズニー・チャンネル	2 5 6			△	△	△	△	△	△	△	△	△

※●印は基本のご契約でご視聴可能なチャンネルです。

※△印は有料チャンネルです。

※★1)～★3)、★6)はセットでのみ視聴可能なチャンネルであり、一番組ごとのお申し込みはできません。

※★4)～★5)につきましてはそれぞれ番組ごとのお申し込みはかセットでのお申し込みも可能です。

※契約種別のHDは「ハイビジョンパック」の略です。お申し込みはベースック契約、デラックス契約もしくはウルトラ契約の場合に限らせて頂きます。一番組ごとのお申し込みはできません。

※ハイビジョンパックをご契約の場合、SD(標準画質)の同名番組はご視聴できません。

※▲印は有料チャンネルです。単チャンネルからお申し込みが可能ですが、但し▲1)～▲4)はセットでのお申し込みとなります。

※(旧)ベースック、(旧)ベースックHD、(旧)デラックス、(旧)デラックスHD、ウルトラ、ウルトラHD、デジタルライト契約へのお申し込みは終了しました。

## 光端末設備貸出サービスに関する契約条項

### 第1条（ホームゲートウェイ機器の貸出）

o n i は、契約者に対し、その契約者との間で締結している1のケーブルプラス電話契約につき、1の当社が別途指定するホームゲートウェイ機器（種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものをいいます。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます）を無償で貸与します。

### 第2条（ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等）

1. o n i は、前条に基づき契約者に貸与するホームゲートウェイ機器を契約者が指定した設置場所（ただし、電話サービスの提供を受けることができる場所に限ります）に設置し、その設置した日から契約者に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与が開始されるものとします。

2. 契約者は、ホームゲートウェイ機器と契約者の機器とを接続しようとするときは、その接続方法および設定内容等についてo n i の指示に従うものとします。

3. ホームゲートウェイ機器と契約者の機器との接続に必要となる物品等およびホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等は、契約者の責任と費用負担で準備するものとします。

4. o n i は契約者に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性、および契約者の使用目的への適合性については一切担保しません。

### 第3条（ホームゲートウェイ機器備の使用および保管等）

1. 契約者は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意をもって使用および保管するものとします。

2. 契約者は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供または使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造若しくは変更または契約者が利用契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、契約者は、電話サービスを利用する目的以外にホームゲートウェイ機器を使用してはならないものとします。

3. 契約者は、ホームゲートウェイ機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは、直ちに、その旨をo n i に通知します。o n i はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なホームゲートウェイ機器（以下「代品」といいます）を提供し、契約者は、故障、毀損等の生じたホームゲートウェイ機器（以下「故障品」といいます）をo n i に返却するものとします。

4. 前項の規定にかかわらず、o n i は、契約者の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは契約者に対し、別表に定める額を請求できるものとします。

### 第4条（ホームゲートウェイ機器の返還等）

1. 契約者は、解約等の理由でホームゲートウェイ機器の返還が必要となった場合には、その旨を速やかにo n i へ連絡し、ホームゲートウェイ機器の返還にかかる工事の依頼を行なうことをとします。

2. ホームゲートウェイ機器の返還にかかる工事は、o n i が特別と認める場合を除き、o n i またはo n i が指定する業者が行なうものとします。

### 第5条（責任の範囲）

1. o n i およびKDDI株式会社（以下「o n i 等」といいます）は、o n i 等の責めに帰すべき事由に基づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失または毀損等により契約者が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスにかかる定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。ただし、o n i 等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

2. o n i 等は、端末設備の修理等にあたってo n i 等の責めに帰すべき事由により契約者の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスにかかる定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。ただし、o n i 等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

3. 前二項の場合においてo n i 等は、o n i 等の責めに帰すべき事由により契約者が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。

4. o n i 等は、契約者の責めに帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用することができない状態（ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます）が生じた場合に、そのことをo n i 等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことをo n i 等が知った時刻以降の使用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスにかかる定額利用料の支払いを要しないものとします。ただし、o n i 等の故意または重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことをo n i 等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスにかかる定額利用料の支払いを要しないものとします。

### 附 則

本規約は平成27年8月20日から施行します。

## ケーブルプラス電話サービスに係る工事費等料金表

### 通 則

#### 1. 料金表の適用

料金表の適用については、o n i が規定するケーブルプラス電話サービス規約ならびにKDDI株式会社が定めたケーブルプラス電話サービス契約書によるほか次のとおりとします。

消費税相当額の 加算	規約第5条、第7条および第10条の規定により支払いをする料金表に規定する金額であり、消費税相当額を加算した額です。但し、将来において消費税率の変更がある場合は、本体金額に法定消費税相当額を付加するものとします。
---------------	---

#### 2. 料金の支払方法

規約第7条	規約第5条、第7条および第10条の規定により支払いをする料金表に規定する金額であり、消費税相当額を加算した額です。但し、将来において消費税率の変更がある場合は、本体金額に法定消費税相当額を付加するものとします。
-------	---

#### 3. 工事費等（金額は税抜表示）

##### 3-1. 初期導入費用

項目	金額
幹線負担金	55,000円

※o n i の施設を利用する場合に必要です。ただし、ご解約されても返金はいたしません。

※キャンペーンの場合、上記で規定する金額について減額もしくは免除される場合があります。

##### 3-2. 工事費

対象者	工事内容	単位	金額
CATV既加入者	追加工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	実費相当額
CATV未加入者	新規工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	実費相当額
ケーブルプラス電話申込者	取付費	EMTA 1台毎	実費相当額 (通常11,000円)
ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	11,000円

※工事費は施工した業者に直接お支払いください。

※複数の電話機をご利用の場合は別途見積りとなります。

※集合住宅等へ電話サービスを可能とするための工事費等は別途見積りとなります。

##### 3-3. 手数料

KDDIのケーブルプラス電話サービス約款ならびに重要事項説明書をご参照ください。

##### 3-4. 利用料

KDDIのケーブルプラス電話サービス約款ならびに重要事項説明書をご参照ください。

##### 4. 弁済金

品目	金額
EMTA	16,500円

※規約第10条の2の規定に基づき契約者が支払わなければならない金額です。

※過失による破損および紛失の場合、または解約時に未返却の場合の加入者負担額です。これは契約の期間に拘わらず必要です。

※この料金表は令和3年4月1日現在のものです。

### 付 則

#### （実施期日）

この料金表は、令和3年4月1日より施行します。

# CATV専用 B-CASカード使用許諾契約約款 (KB0008D)

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等（以下「CATV用受信機器」といいます）には、デジタル放送を受信するためのICカード（CATV専用B-CASカード）（以下「カード」といいます）が添付されています。

このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（B-CAS社）（以下「当社」といいます）が社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「JCTA」といいます）と契約し、JCTAを経由してご加入のケーブルテレビ局（以下「CATV会社」といいます）に配布しているものです。

当社は、このカードを、この約款の契約（CATV専用B-CASカード使用許諾契約）に基づいてお客様に貸与します。

お客様がCATV会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

## 第1条（カードの使用目的）

このカードには、CATV用受信機器を制御する集積回路（IC）が内蔵されており、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器において、ご加入のCATV会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送および110度CSデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送（以下まとめて「放送サービス」といいます）を受信する目的で使用されます。

## 第2条（カードの所有権と使用許諾）

このカードの所有権は、当社に帰属します。

2. この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方がこのカードを使用できます。

## 第3条（カードの管理）

お客様は、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないように十分注意してください。

## 第4条（カードの故障交換等）

カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。

- ① カードの使用を開始してから、3年以上経過している場合。
- ② カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合。
2. 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスが受信できることによる損害が生じても、当社はその責任を負いません。

## 第5条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

## 第6条（カードの交換依頼）

カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のCATV会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることができます。

## 第7条（不要になったカードの処置等）

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のCATV会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

## 第8条（禁止事項）

このカードを、第1条のカードの使用目的に反して、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のCATV会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。

2. カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響

を与える、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。

3. カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
4. カードを第三者にレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

## 第9条（損害賠償）

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

## 第10条（約款の変更）

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ（<http://www.b-cas.co.jp>）に掲載します。

### 【別表】カード再発行費用

第4条第1項および第5条に規定するカード再発行費用 2,160円（消費税込み）以下でCATV会社の定めによる

2. 前項のカード再発行費用は、ご加入のCATV会社へお支払いいただきます。

## 情報セキュリティ・個人情報保護に関する基本方針

岡山ネットワーク株式会社（以下、「oni」といいます）は、お客様の個人情報の保護および適切な取扱いが、oniにとって社会的責務であると考えております。oniは、oniが取得する個人情報を、この個人情報の保護に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます）に基づき、適切に取扱い、保護に努めてまいります。

### 1. 個人情報の定義

個人情報とは、以下のような特定の個人を識別できるものをいいます。

- [1] 氏名、住所、生年月日、性別、職業、電話番号、電子メールアドレス、口座番号および名義、住宅の図面およびお客様に提供するサービス内容等。

- [2] その情報のみでは特定の個人を識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、この照合により特定の個人を識別できることとなる情報。

- [3] 上記の情報のうち1つまたは複数を組合せることでお客様の個人を特定できる情報。

### 2. 個人情報の取得、利用および第三者への提供

- (1) oniは、oniのサービスを提供するために必要、かつ、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取得します。

- (2) お客様の個人情報を、(3)で定める利用目的の達成に必要な範囲内で、oniが利用するほか、委託業務の達成に必要な範囲内で、oniが委託したものも利用できるものとします。

- (3) oniはお客様の個人情報を、次の目的で利用します。ただし、下記[2]～[5]ではお客様の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスおよびお客様に提供するサービス内容を利用します。

- [1] お客様へのサービスに関する契約の締結、工事の施工のためにお客様の氏名、住所、電話番号、住宅の図面を、また、料金請求や収納業務のために金融機関のお客様の口座番号および名義ならびにお客様に提供するサービス内容をそれを利用してします。

- [2] お客様に対してダイレクトメール、電子メール、定期訪問等により情報（oniが提供するサービスに関する各種キャンペーン等のお知らせや商品案内など）を提供し、または各種アンケート調査を実施するため。

- [3] サービスの変更およびサービスの休廃止の通知をお客様にお届けするため。

- [4] お客様から寄せられたご意見、ご要望にお応えするための苦情・相談対応業務のため。

- [5] お客様がoniからご購入いただいた商品のアフターサービス、メンテナンス、定期点検を行なうため。

- [6] お客様の個人情報の集計、分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、サービスの向上および新規サービスの開発等を行うために、お客様に提供するサービス内容を利用します。

- (4) 上記の利用目的以外に、お客様の個人情報を利用する必要が生じた場合には、下記③、[2]～[6]に該当する場合を除き、事前にお客様に利用者および利用目的を連絡し、お客様から事前の同意を得たうえで利用します。

### 3. 個人情報の提供先の範囲

お客様の個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除き、いかなる第三者にも提供いたしません。

- [1] お客様から同意を得た場合。

- [2] 人の生命・身体または財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難である場合。

- [3] 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難である場合。

- [4] 国の機関若しくは地方公共団体が、法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

- [5] 裁判官の発付する令状により強制処分として捜索・押収等がなされる場合。

- [6] 警察、税務署等の法律上の照会権限を有する者からの照会（刑事訴訟法第197条第2項、弁護士法第25条の2等）がなされた場合。ただし、通信の秘密に属する事項については提供しない。

### 4. お客様の個人情報の安全管理措置

- (1) oniは、社員に対して個人情報の保護に関する教育・啓発活動を実施するほか、個人情報保護管理者を置き、お客様の個人情報の安全管理に努めます。

- (2) oniは、お客様の個人情報への不正なアクセスや個人情報の漏えい、滅失またはき損を防止するため、oniのウェブサイトの物理的、人的過失についてセキュリティの確保・維持に努めます。

- (3) oniは、oniが委託先との間で機密保持契約を締結し、お客様の個人情報について、適切な取扱いおよび保護を行なう指示・監督をします。

### 5. お客様の個人情報の開示、利用目的の通知請求等

- (1) oniが保有しているお客様の個人情報について、開示、利用目的の通知、訂正、追加、削除、利用停止、消去および第三者への提供停止（以下、「開示等」という）の各請求をされる場合は、所定の書式により、oniまで直接ご請求下さい。個人情報漏えい防止、正確性、安全性の確保の観点から、その請求が不当な場合を除き、遅滞なく必要な調査を行い、当該ご請求がお客様自身によるものであることをまたは正当な代理人によることが確認できた場合に限り、お客様の個人情報の開示等を行ないます。ただし、開示等をすることにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部または一部の開示等をしないことがあります。

- ①本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- ②oniの権利または正当な利益をそこなったり、業務の適正実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

- ③違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある場合

- ④国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係がそこなわれるおそれ、または他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある場合

- ⑤犯罪の予防、鎮圧または搜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがある場合

- ⑥の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して、協力する必要がある場合で、当該事務に支障を及ぼすおそれがある場合

- ⑦他の法令に違反することとなる場合

- (2) oniが保有しているお客様の個人情報について、開示等の各請求を行う場合、お客様は、oniに対する次の①～④のいずれかの書類を提示し、またはそのコピーを提出していただきます。さらに、前(1)項の代理人には⑤の手続きをしていただきます。

- ①運転免許証

- ②健康保険証

- ③パスポート

- ④その他本人の確認ができる書類

- ⑤代理人の方は、お客様からの委任状等の委任されたことを証明できるものに、①～④のいずれかの書類またはそのコピーを添付してください。また、法定代理人は、法定代理人であることを証明できる書類を提出してください。

- (3) 前(1)～(2)項の開示等の実施・不実施については、ご請求のあったお客様に対して遅滞なくご連絡いたします。なお、不実施の場合は、その理由を説明するよう努めます。

### 6. oniの委託先への個人情報の提供

oniが保有するお客様の個人情報の取扱いを外部業者に、次の各項のとおり委託する

ことがありますですが、この場合も業務委託先に対して適切な管理を行なうよう指示・監督をします。oniが委託先に提供するお客様の個人情報の範囲は、お客様から特に申し入れがある場合を除いて、oniが保有する委託先が業務遂行上必要な個人情報を対象といたします。

- (2) oniが委託先へのお客様の個人情報の提供（以下、「業者への情報提供」という）は、紙、電子データの伝送、電子記録媒体の引渡し、サーバへのアクセスのいずれかの方法で行います。

- (3) お客様より、委託先への個人情報の取扱いについて改めるようご請求があった時は、正当な理由によるご請求に限り、改善するよう委託先を指導いたします。

- (4) 前(3)項の停止の実施、不実施については、ご請求のあったお客様に対して、遅滞なくご連絡いたします。なお、不実施の場合は、その理由を説明するよう努めます。

### 7. 免責

oniは、oniのウェブサイトにリンクされている他のウェブサイトにおけるお客様の個人情報等の保護、取扱い等については、一切責任を負うものではありません。

### 8. 関係法令の遵守

oniは、お客様の個人情報に関する日本国の法令（個人情報の保護に関する法律、電気通信事業法、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する基本方針、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針等）を遵守致します。

### 9. この基本方針の変更および告知

この内容は必要に応じてoniが変更することがあります。最新の内容は、oniのウェブサイトに掲載されている最新版または、あるいは12項の窓口へご請求下さい。

### 10. クッキー（Cookie）等の利用

- (1) oniのウェブサイトには、お客様が再度ウェブにアクセスされた時に一層便利に利用していただけるよう、「クッキー」と呼ばれる技術を使っているページがあります。

### 用語の説明

#### 【クッキー】

クッキーとは、ウェブでホームページを閲覧している側のコンピュータを特定する方法の一つです。

お使いのコンピュータを識別するために、ウェブサーバがブラウザ（インターネット閲覧ソフト）に送信してハードディスクに保存される、小規模の情報で世界標準の技術で、お客様のディスクにファイルとして蓄積されることもあります。アクセス者側にサーバの情報を格納するのが目的で、一度そのウェブページから離れても、再びアクセスした際にサーバ側がアクセス者のブラウザ、ハードディスクに保管しておいた「クッキー」を読みとることでアクセス者のコンピュータを特定できる仕組みです。クッキーを使用することにより、お客様のコンピュータを識別することができますが、お客様が個人情報を入力しない限りお客様ご自身を識別することはできません。お客様がブラウザの設定を変更することで、クッキーの受け入れを拒否したり、受け入れの際に警告を表示させることができます。ただし、その場合はサービス内容に制約が生じたり正常に提供できないことがあります。

- (2) oniでは、クッキーの中のお客様の個人情報を当社が保存することはありませんが、以下のような場合にクッキーで得たデータを使用する事があります。

- [1] より満足いただけるようにコンテンツを改廃する場合や、個々のお客様に合わせてカスタマイズされたサービスを提供する場合。

- [2] お客様がどのようなサービスに興味をお持ちなのか分析する場合や、サイト上での効果的な広告の配信に利用させていただくために、個人が特定できない形で、利用状況の統計分析をする場合。

- [3] ウェブサイトの保守管理や問題解決のため。

### 11. 個人情報が漏えいした場合の措置

- (1) oniは、個人情報の漏えいが発生した場合は、次の措置をとります。

- [1] 事実関係を速やかに本人に通知します。

- [2] 二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表します。

- [3] 事実関係を総務省へ直ちに報告します。

- (2) 前(1)項[2]の規定は、事実関係を公表することにより5項(1)～(7)に該当する場合には、この限りではありません。

### 12. 個人情報についての窓口

お客様の個人情報についての開示等のご請求、異議等のお申し出または苦情、基本方針の内容に関するご質問等がございましたら、下記連絡先にお申し出下さい。

連絡先：岡山ネットワーク株式会社 コールセンター

住所：〒700-0986

TEL：086-805-0202

電子メール：cc-info@pol.oninet.ne.jp

### 13. 保存期間

oniは、お客様の個人情報の保存期間を定め、これを超えた個人情報は遅滞なく消去します。ただし、法令等の規定に基づき、保存を義務づけられているときは、この限りではありません。個々の情報の保存期間は、12項の窓口へお問い合わせ下さい。

以上

### 附 則

制定：平成17年3月25日

### 【資料】

これは、基本方針策定のために利用した資料であり、本基本方針には添付されておりません。

- 1. 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

- 2. 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）

- 3. 個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）

- 4. 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年8月31日総務省告示第695号）

- 5. 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号）

## ケーブルプラス電話サービス規約

### (適用)

**第1条** 本規約は、岡山ネットワーク株式会社（以下「on i」といいます）と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「ケーブルプラス電話約款」といいます）ならびにon iが別に定める契約約款を承諾し、KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます）がon iを介してケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話」といいます）の提供を受ける者との間における設備の設置、料金の請求等について適用されます。

2. on iおよびKDDIがホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項も本規約の一部を構成するものとします。

### (規約の変更)

**第2条** on iは、本規約を変更することができます。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約となります。

2. on iが別に定めることとしている事項については、臨時変更ことがあります。

### (契約の成立)

**第3条** on iは、on iを通じ、ケーブルプラス電話の申込みがあったときは、KDDIが受け付けた順序に従って承諾します。

2. この場合において、ケーブルプラス電話の申込みをする者は、本規約を承諾のうえon i所定の申込書に所要事項を記入のうえ、on iに対し所定の工事申込みをし、on iがこれを承諾したときをもってon iと当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します。（以下契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます）。

3. on iは、第2項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承認しないことがあります。

(1) ケーブルプラス電話接続回線（以下「電話接続回線」といいます）を設置し、または保守することが技術上困難なとき。

(2) 申込みをした者が、ケーブルプラス電話に係る料金（以下「電話サービス料金」といいます）または工事に関する費用のその他on iに対する支払いを怠るおそれがあるとき。

(3) 暴力団員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明した場合。

(4) その他on iの業務の遂行上支障があるとき。

(5) ケーブルプラス電話を利用しようとする住所もしくは居所が、ケーブルプラス電話提供対象外の地域である場合。

### (設備の設置)

**第4条** 契約者は、第3条规定に従い契約成立した場合は、本規約に基づき、on iが、ケーブルプラス電話の提供を受けるにあたって必要となる設備の設置を実施することにつき、承認したものとします。電話接続回線の引込、屋内配線、終端施設の設置に係る工事および保守等は、on i指定の機器、工法などにより、すべてon iまたはon iが指定する業者が行うものとします。なお、終端装置はon iが提供し、所有権もon iに帰属します。

2. 電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）または建物内等において、on iが電話接続回線、屋内配線および終端装置を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。

3. 施設の設置、撤去、保守等の工事、点検等を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て、契約者が所有するまたは占有する敷地、家屋、構造物等に立ち入り、またはこれらおよび電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係があるときは、契約者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

4. 契約者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）または建物内等において、on iの電気通信設備を設置するためには構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5. 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。

6. 契約者は、on iが提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊した場合は線条その他の導体を接続しないこととします。

### (工事費等)

**第5条** 契約者は、第4条の規定するところにより、on iが別に定める工事費（以下「工事費等」といいます）の支払をします。原則として、工事完了後に施工したon iが指定業者に直接支払うものとします。ただし、工事の着手前に本契約の解約またはその工事の請求を取り消し（以下この条において「解約等」といいます）があった場合は、この限りではありません。

2. 契約者は、工事の着手後完了前に解約した場合は前項の規定にかかわらず、その工事に関して解約等があったときまでに着手した工事の部分についての支払を要します。この場合においての負担額は別途定めた実費相当額とします。

3. 契約者は、契約解約の場合、撤去費用として別に定める実費相当額を負担していただきます。また撤去に伴い、契約者が所有もしくは占有する土地、建物、構造物その他工作物等の復旧を要する場合でも、契約者がその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

### (KDDIに係る債権の譲渡等)

**第6条** on iは、ケーブルプラス電話約款に定めるところにより、on iに譲り渡すこととされたKDDIの債権を譲り受け、契約者に対し請求することを承認していただきます。この場合、on iならびにKDDIは、契約者への債権譲渡に関して個別の通知または譲渡承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

### (料金)

**第7条** 第5条1項に定める工事費等は契約者負担とし、その額は別に定めることとします。またKDDIが提供する電話サービス料金はKDDIのケーブルプラス電話約款に定めるところにあります。

2. 契約者は、KDDIがon iに債権譲渡した各月の電話サービス料金の支払方法は、on iが指定する口座振替もしくはコンビニエンスストアによる方法で、on iが指定する期日までに毎月支払を行うものとします。これ以外の方法により支払う場合は、双方の合意に基づく方法によるものとします。

3. 契約者は、on iが電話サービス料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。

4. 契約者が、電話サービス料金の支払いを不法に免れた場合は、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を割増金として、on iが別に定める方法によりお支払いいただきます。

5. 契約者が、電話サービス料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合で、翌月の支払期日を経過してなお、お支払いがない場合（on iが契約者のお支払いを確認できない場合を含みます）には、第1回目支払期日の翌日から支払金額に対し、支払いの日の前日までの日数について、実質年利14.5%（年当りの割合は、閏年の日を含む期間について365日当りとします）の割合（1円以下端数は四捨五入とします）で計算して得た額を遅延損害金として、on iに対して、on iが別に定める方法によりお支払いいただきます。

6. 電話サービス料金は第6条に基づきKDDIからon iが譲り受けるので、請求はon iからとなります。

### (サポート)

**第8条** 契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用容態に問題がないことを確認のうえ、on iに対し申告していただきます。

2. 前項の申告に基づき、on iはon iおよびKDDIの設備の修理または対応（以下「サー

ト」といいます）のための手配を行います。ただし、利用環境・容態および申告の時間帯等により対応できないまたは相応の時間を要する場合があります。

3. 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、ならびにon iまたはKDDIの責に帰すことのできない事由により、契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合、on iは前項のサポートの責を負いません。

### (契約の解約)

**第9条** on iは、次の場合には、KDDIを通じ、その利用契約を解約することができます。

(1) 契約者が、電話サービス料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないまたは支払わないおそれのあるとき。

(2) 契約者が、契約申込みに当たって、事実に反する記載を行ったこと等が判明したとき。

(3) on iが工事契約に基づいて設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊したまたはその設備に線条その他導体を接続したとき。

(4) 電気通信回線の中地化等、on iまたは契約者の責に帰すべからざる事由によりon iの電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でケーブルプラス電話の継続が出来ないとき。

(5) 工事契約または契約者とon iとの間に成立した契約に違反し、または違反するおそれがある場合。

(6) 本規約またはケーブルプラス電話約款に違反した、または違反するおそれがある場合。

(7) その他on iの業務の遂行上支障があるとき。

なお、契約者は契約解約に伴い、債務の履行を免除されるものではありません。

### (契約者が行う契約の解約)

**第10条** 契約者は、契約を解約しようとするときは、あらかじめそのことをon i所定の方法により通知していただきます。

2. 前項による契約解約の場合、on iは、on iに帰する設備等を撤去いたします。その場合、撤去費用としてケーブルプラス電話サービスに係る工事費等料金表3-2で規定する費用を負担していただきます。また、撤去に伴い、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

### (終端装置等が未返却の場合)

**第10条の2** 契約者は、on iが提供した終端装置及び付属品等を過失により破損もしくは紛失し、又は、解約時にon iに返却しなかった場合は、契約の期間の如何にかかわらずケーブルプラス電話サービスに係る工事費等料金表4で規定する弁済金をon iに支払わなければなりません。

### (契約者に係る情報の利用)

**第11条** on iは、契約者に係る氏名もしくは名称、電気通信番号、住所もしくは居所または請求書の送付等の情報を、本規約およびケーブルプラス電話約款に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報をon iの業務を委託している者に提供する場合を含みます。

2. on iは契約者に係る個人情報を個人情報の保護に関する法律および、on iの「情報セキュリティ・個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取扱うものとします。

### (承諾の限界)

**第12条** on iは契約者から工事その他の請求があった場合において、第3条3項各号に該当する場合のほか、on iの業務遂行上支障があるときは、その請求を承認しないことがあります。この場合は、その請求をした者に通知します。但し、この契約において別段の定めがある場合は、その定めによるところになります。

### (紛争の処理)

**第13条** ケーブルプラス電話について、on iと契約者の間に紛争が生じた場合、岡山地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決を行います。

### (定めなき事項)

**第14条** 本規約に定めなき事項が生じた場合、on iおよび契約者は、本規約の趣旨に従い、誠意をもって協議のうえその解決にあたるものとします。

### 附 則

本規約は、平成24年5月1日から施行します。

岡山市北区新屋敷町1丁目1番18号

岡山ネットワーク株式会社

## ケーブルプラス電話に関する重要説明事項

ケーブルプラス電話お申込みの際は必ずご確認ください。

### 1. 番号ボータビリティ（現在の電話番号の継続使用）

#### (1) 番号ボータビリティしない場合

KDDIから「086」「0867」の電話番号を発番します。NTT西日本の番号を継続されない場合は、お客様から休止もしくは解約の手続きが必要となりますので、NTT西日本へご連絡ください。

#### (2) 番号ボータビリティする場合

NTT西日本から本サービスへの番号継続に際し、NTT加入電話、INSネット64は休止、NTT加入電話・ライトプラン、INSネット64・ライトプランは解約が必要となります。NTT西日本への手続きはKDDIが代行します。お客様からの手続きは必要ありません。

・NTT加入電話、INSネット64からの番号継続の場合は、休止工事費2,160円（税込）が別途NTT西日本よりお客様に請求されます。

・NTT西日本加入電話の休止に伴い、NTT西日本より休止連絡票がお客様に送付されます。休止連絡票は再度NTT西日本をご利用される場合に必要になりますので、大切に保管してください。

・NTT西日本加入電話の利用休止期間は原則5年です。但し、延長を行わない場合は権利が失効となる場合がありますので、ご注意ください。詳しくはNTT西日本（局番無し116）へお問合せください。

・NTT西日本以外の事業者から発番された電話番号については、番号ボータビリティをご利用いただけません。

（番号ボータビリティは以下の条件に合致した場合にご提供可能となります。）

・番号ボータビリティ対象交換機に割り当てられた電話番号であること。

・NTT西日本ご利用者に対して提供する一般加入電話（電話サービス）及びISDN（総合デジタル通信サービス）であること。

・現在ご利用者が使用している電話番号であり、ご利用場所に変更が無いこと。※お客様にてNTT西日本（局番無し116）へ連絡いただき、現在利用中の電話サービスの契約者名、住所、契約回線内容をご確認いただきます。

（ISDNからのボータビリティについて）

・主番号をボータビリティする場合…子番号（iナンバー）を使用している場合は子番号は使用できなくなります。

・主番号及び子番号（iナンバー）をボータビリティする場合…主番号・子番号ともにボータビリティ可能ですが、ケーブルプラス電話を2契約結んでいただく必要があります。

・子番号（iナンバー）だけをボータビリティは可能ですが、親番号のNTT契約は継続されます。（親番号の休止もしくは解約を希望される場合は、お客様ご自身でお手続きをお願い致します。）

### 2. メタルプラス電話からの電話番号引き継ぎ

#### メタルプラス電話から電話番号を引き継ぐ

メタルプラス電話（事業所用）、ひかりone電話サービス（ホーム・マンション共）およびKDDI光ダイレクトは対象外となります。メタルプラス電話からの移行は「のりかえ応援キャンペーン」の対象外となります。メタルプラス電話をご利用中の付加サービス（着信転送／割込通話／発信番号表示／割込番号表示／番号通知リクエスト／迷惑電話撃退）は、ケーブルプラス電話への切り替えの際、引き継ぐことが出来ません。ケーブルプラス電話お申し込みと同時に、またはケーブルプラス電話の開通後に改めてお申し込み下さい。「KDDI電話 auで着信確認」のみ、メタルプラス電話で登録頂いている情報をケーブルプラス電話へ引き継ぎます。

### 3. 現在利用中の電話機

#### (1) 電話機は自分で購入した

#### (2) これから購入する

#### (3) 電話機をレンタルしている

レンタル電話等の機器リースをご利用の場合は、ケーブルプラス電話の開通日までにNTTファイナンス㈱（連絡先：0120-866-612）へご連絡ください。また、NTT西日本から単体電話機（黒電話・カラー電話機・ブッシュホン）をレンタルされている場合は、ケーブルプラス電話をお申し込みいただく前に必ずNTT西日本（局番無し116）へ「買い取り」又は「レンタル終了（NTTへの返却）」をご連絡ください。

### 4. 住所移転

#### 移転される場合、電話番号が変更となることがあります

ケーブルプラス電話をご利用のお客様がお引越しを希望された場合は、移転先の局設備など一定の条件のもと同番移転が可能となります。

移転が可能につきましてはお問い合わせください。

同番移転ができない場合、ケーブルプラス電話は解約・新規加入扱いになります。

### 5. 通話明細

#### 紙面での通話明細は有料です

セルフページという加入者専用のホームページで、前月を含む過去3ヶ月以内の通話明細をご確認いただけます。（当月の通話明細は確認できません。）月額108円（税込）で紙面での通話明細を送付いたします。紙面での通話明細をご希望の際は、別途お申し込みください。KDDIからお申し込み書を送付させていただきます。

### 6. 料金のお支払い

工事費用は工事会社に支払い、月額利用料と通話料は、指定口座から自動引き落としとなります。電話用端末設置の工事費用は、工事会社にお支払いください。月額利用料は当月分を翌月の27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、指定口座より自動引き落としさせていただきます。但し金融機関の確認がとれない場合は、コンビニでの支払いとなります。切り替え月の基本料は開通月・解約月とも日割計算となり、切り替え前の電話会社と弊社からそれぞれご請求させていただくことになります。切り替え月と解約月は電話とのセット割引が適用されません。付加サービスは利用開始月無料（月途中加入の場合）、解約月は全額請求となります。但し、同じ月に利用開始と解約を行った場合は基本料・付加サービスともに全額請求（日割無し）となります。

通話料は課金開始日前の通話であっても発生した通話料については全額請求いたします。

### 7. ユニバーサルサービス料

#### ユニバーサルサービス料は1電話番号毎にご請求いたします

1番号あたりのユニバーサルサービス料の月額料金はユニバーサルサービス支援機関により公表される番号単価に基づきご請求させていただきます。尚、番号単価はユニバーサルサービス支援機関のホームページにて公表されます。（<http://www.tea.or.jp/universalservice/>）

### 8. 工事内容

#### 状況によりお客様のご要望通りの工事ができない場合があります

同軸ケーブル等の配線に際し、やむを得ず家屋壁面に穴を開ける場合や、電話機の設置場所を移動していただく場合がございます。

### 9. EMTA（電話用端末）の電源

#### (1) 電話用端末設置場所に電源コンセントがある

#### (2) 電話用端末設置場所に電源コンセントがない

電話用端末への電気の供給のため、電話用端末設置場所付近に電源コンセントが必要となります。現在、電話機を設置されている付近に電源コンセントがない場合、電話機の設置場所

を移動していただく、または電話用端末を電話機から離れた場所に設置する場合があります。

### 10. 各種変更手続き

休止、住所移転、電話用端末の移動、解約手続きをされる際は別途費用が必要となります。

変更手続き費用（引込線処理、電話用端末の撤去等）は別途有料となります。費用については別途お問合せください。変更手続きのご連絡は早めにお願いします。（1ヶ月以上前）

※受付時期によっては、変更手続き（工事）が遅れる場合があります。

※休止の場合、休止期間中であっても基本利用料をいただきます。

### 附 則

平成27年3月27日から施行します。

# oniNet

## [掲示契約約款]

## [掲示契約者規約]

電気通信事業法第二十三条により掲示約款とします。

下記アドレスに掲示しておりますのでご確認ください。

<http://www.oninet.ne.jp/keiyaku>

